

八洲学園大学 学則

第7章 卒業

(卒業)

第39条 正科生として本学に4年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(学位)

第40条 前条の定めるところにより卒業を認定した者に、学長は、学士(学術)の学位を授与する。

(単位修得証明等)

第41条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、履修した科目群等に応じ、当該学生等の申請により、単位修得証明書、修了証明書、科目修得認証書などを発行する。

附 則

1 この学則は、大学設置認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次の通りとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 家庭教育課程及び人間開発教育課程は、この学則第3条第3項の規程にかかわらず平成21年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 人間開発教育専攻及び家庭教育専攻は、この規程による改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の学費の改定は令和6年4月1日から適用する。

(様式)

学位記

氏名

年 月 日生

大学印

本学生涯学習学部生涯学習学科所定の課程を修め
本学を卒業したので学士（学術）の学位を授与す
る

学 則

令和 年 月 日

八洲学園大学長

印

第 号